

船舶事故調査報告書

平成22年7月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 根本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	平成21年5月16日 03時30分ごろ
発生場所	不明（青森県八戸市鮫角灯台から真方位084°128海里（M）付近（概位 北緯40°45′ 東経144°23′）で本船の小型船舶用膨張式救命いかだが発見された。）
事故調査の経過	平成21年5月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十一 共栄丸、19.86トン HK2-19248（漁船登録番号）、個人所有 15.30m(Lr)×3.91m×1.43m、FRP ディーゼル機関、253kW、昭和57年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年8月12日 免許証交付日 平成19年3月12日 （平成24年4月16日まで有効） 甲板員A 男性 32歳 甲板員B 男性 45歳 甲板員C 男性 30歳
死傷者等	死亡 3人（船長、甲板員B及び甲板員C） 負傷 1人（甲板員A）
損傷	不明（本船は行方不明となり、平成21年7月13日漁船原簿が抹消された。）
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員3人が乗り組み、三陸沖で操業中、平成21年5月16日03時30分ごろ機関室付近から出火した。 本船は、船舶電話で救助の要請を行おうとしたが、船橋内に煙及び火炎が充満して連絡できず、自主的に搭載していた小型船舶用膨張式救命いかだ（以下「本船救命いかだ」という。）に乗組員全員が移乗して退船した。 発生場所海域では、翌17日午後からしだいに天候が悪化し、夜半には大時化状態となり、本船救命いかだは転覆した。 船長及び甲板員Aは、転覆した状態の本船救命いかだにはい上がったが、甲板員B及び甲板員Cが行方不明となった。

	<p>僚船、水産庁、海上保安庁及び自衛隊による搜索の結果、5月20日12時40分ごろ本船救命いかだが発見され、船長及び甲板員Aは救助されて病院に搬送されたが、船長の死亡が確認され、甲板員Aは凍傷及び四肢廃用症候群と診断された。</p> <p>船長の死因は溺水による窒息死であり、死亡推定日時は5月18日00時00分ごろと診断された。</p> <p>甲板員B及び甲板員Cは、7月13日死亡認定により除籍された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>5月16日 気象：天気 曇り、風 なし 海象：波高 約1m</p> <p>5月17日夜 気象：天気 曇り、風向 南、風力 8 海象：波高 約4m、海水温度 約13.3℃</p> <p>特記事項：三陸沖西部には、海上強風警報及び海上濃霧警報が発表されていた。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 大船渡漁業用海岸局は、不定期に本船と船舶電話で連絡していたが、5月15日08時25分ごろ、海況速報等をファックスで本船に送信したのち連絡がとれなくなり、洋上が荒天模様であったことから、5月17日09時03分ごろ釜石海上保安部に通報した。</p> <p>(2) 本船は、平成18年7月18日第1種中間検査、平成20年1月31日臨時検査、平成20年12月2日無線局定期検査を受検していた。</p> <p>(3) 本船の船舶検査証書（平成17年6月30日交付、平成21年8月21日まで有効）には、従業制限が「小型第1種」、航行上の条件が「本邦の海岸から100海里以内の水域に限る。」と記載されていた。</p> <p>(4) 日本小型船舶検査機構は、船長Aから、まぐろはえなわ漁に従事しないことを確認して船舶検査証書の従業制限を小型第1種とし、船長Aに対し、動力漁船登録票の漁業種類から「まぐろはえなわ」を削除する変更申請を北海道に対して行うように指導した。</p> <p>(5) 本船の動力漁船登録票（平成20年7月17日登録）には、漁業種類として「刺網」、「かじき流し網」、「一本釣（いか）」及び「まぐろはえなわ」が記載されていた。</p> <p>また、船長は、農林水産大臣宛の「沿岸まぐろはえ縄漁業出漁届出書」（操業期間 平成20年9月1日から平成21年8月31日）を所属の漁業協同組合に提出していた。</p> <p>(6) 第一種小型漁船には、次の救命設備を備え付けなければならないと定められている。（小型漁船安全規則第26条第2項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最大搭載人員と同数の小型船舶用救命胴衣を備え付けなければならないが、小型船舶用膨張式救命いかだ又は小型船舶用救命浮器を備え付けた小型漁船にあっては、当該救命いかだ又は救命浮器に収容することができる人員と同数の小型船舶用救命胴衣を減ずることができる。 2. 小型船舶用救命浮環または小型船舶用救命浮輪 1個 3. 小型船舶用信号紅炎（無線電話を備え付けていない小型漁船に限る。） 2個

	<p>本船救命いかだは、平成5年5月に製造され、定員が8人で、艀装^{ぎそう}区分は近海仕様であった。</p> <p>船長及び乗組員は、退船時、救命胴衣を着用していなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、機関室付近から出火したことにより火災が発生したものと考えられるが、出火の状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長及び乗組員が救命胴衣を着用していなかった理由を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、三陸沖で操業中、機関室内から出火したことにより発生したものと考えられる。</p>	